

山梨県公報

第二百九十五号

令和四年

六月二十三日

木曜日

目次

○貸付金の元利償還金の徴収事務の委託……………三六七

公 告

○随意契約の相手方の決定について……………三六七

○清算人の就任……………三六七

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………三六八

公安委員会

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三七〇

○高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制告示の一部改正……………三七二

○落札者の決定について(三件)……………三七三

告 示

山梨県告示第四百四十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金の徴収に関する事務を令和四年四月一日に次の者に委託した。

令和四年六月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 受託者 甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
- 二 委託の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年六月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	三千九百個	一万五千三百一十一円(一個当たり)
配送用倉庫		三十三万円

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年四月十四日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社クサリのサンロード

(二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地

五 契約の相手方を決定した手続 随意契約

六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の二第一項第五号に該当)。

● 清算人の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八條第四項において準用する同法第十八條第十七項の規定により、解散した玉諸土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があった。

令和四年六月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

清算人氏名	住所	就任年月日
内藤周夫	甲府市西高橋町三百三十二番地	令和四年四月二十六日
松木正治	甲府市蓬沢一丁目十二番二十三号	同
中澤恒男	甲府市蓬沢一丁目五番二十一号	同
萩原靖彦	甲府市西高橋町三百二十一番地	同
鷹野達雄	甲府市七沢町二百三十番地	同
荻野泰夫	甲府市上阿原町八百七十四番地	同
藤巻秀明	甲府市上阿原町百五十番地	同
杉山東世治	甲府市向町八百四十二番地	同
柳澤榮	甲府市国玉町二百八十一番地一	同
小林達男	甲府市国玉町五百二十九番地二	同
堀内芳雄	甲府市里吉四丁目十番二十五号	同

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項、第七條、第十七條
 第一項、第十九條第二項及び同條第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和四年六月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六條第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

参政党山梨支部	代表者氏名 渡邊 伊作	会計責任者氏名 金井美和	主たる事務所の所在地 甲府市上石田三ー三ー一五	設立年月日 令和四年五月十九日	届出年月日 令和四年五月三十日
桂和会	代表者氏名 諏訪 桂一	会計責任者氏名 諏訪 孝吉	主たる事務所の所在地 西八代郡市川三郷町上野一三〇ー一	設立年月日 令和四年五月十三日	届出年月日 令和四年五月十六日

政治資金規正法第七條による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	山梨県知事後援会大里支部			甲府市伊勢一ー一五ー四	令和四年五月八日	令和四年六月七日
旧	自由民主党山梨県参議院選挙区第二支部			甲府市丸の内二ー九ー三	令和四年五月十日	令和四年五月十日
新	山梨県知事長崎幸太郎後援会				令和四年五月十日	令和四年五月十日
旧	山梨県知事長崎幸太郎後援会大里支部				令和四年五月十日	令和四年五月十日
新	早川ひろし後援会チーム早川ひろし	早川 浩			令和四年五月十一日	令和四年五月十一日
旧	末木咲子と甲府を笑顔いっぱいにする会	末木 佑佳 野澤 佑佳			令和三年十月十九日	令和四年六月七日

政治資金規正法第十七條第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
やまびこ会	青柳 匠治	河西 富士雄	甲斐市長塚一七五ー二	令和四年三月十五日	令和四年五月十六日
地域のみなさんと共に歩む中庸会	飯室 紀久男	中村 了	甲斐市宇津谷三九六	令和四年五月十五日	令和四年五月十六日
ほさかよしこ後援会	保坂 芳子	保坂 芳子	甲斐市龍地四五二七ー一	令和四年五月十五日	令和四年五月十七日

政治資金規正法第十九條第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
----	-------	-----------	------------	-------	-------	-------

別表第四の六二七の項の次に次のように加える。

六二八	市道	甲州市塩山上於曾一、八五四番地三先（塩山駅前交差点）から甲州市塩山上於曾一、七一九番地一先（塩山駅前交差点）までの間（二二メートル）	車両	車両進行部	令和四年六月二三日 告示第五六号
-----	----	--	----	-------	---------------------

別表第五の五一五の項の次に次のように加える。

五一六	市道	甲州市塩山上於曾一、七一九番地一先（塩山駅前交差点）内の丁字路交差点	北進する車両	終日	日下部 令和四年六月二三日 告示第五六号
-----	----	------------------------------------	--------	----	----------------------------

別表第六の八四二の項の次に次のように加える。

八四二	主要地 方道塩山勝沼線	甲州市塩山上於曾一、八五四番地一先（塩山駅前交差点西側）	西進する車両	終日	日下部 令和四年六月二三日 告示第五六号
-----	----------------	------------------------------	--------	----	----------------------------

別表第十の一、〇一八の項を次のように改める。

一、〇一八	削除				笛吹 令和四年六月二三日 告示第五六号
-------	----	--	--	--	---------------------------

別表第十の二、四三九の項を次のように改める。

二、四三九	市道	笛吹市石和町四日市場二、〇三一 一 番地二四先			笛吹 令和四年六月二三日 告示第五六号
-------	----	-------------------------------	--	--	---------------------------

別表第十の五、六八九の項の次に次のように加える。

五、六九〇	市道	甲府市宮原町二二五番地一先		南甲	令和四年六月二三日
-------	----	---------------	--	----	-----------

五、六九一	市道	甲斐市下今井二、九三六番地一先		府	三日 告示第五六号
-------	----	-----------------	--	---	--------------

五、六九二	主要地 方道斐 峡崎昇仙線	斐崎市穂坂町宮久保七九八番地一先		甲斐	令和四年六月二三日 告示第五六号
-------	---------------------	------------------	--	----	---------------------

五、六九三	主要地 方道茅 野北杜線	北杜市小淵沢町松向九一八番地一先		北杜	令和四年六月二三日 告示第五六号
-------	--------------------	------------------	--	----	---------------------

五、六九四	町道	南巨摩郡南部町大和一、四四五番地一先		南部	令和四年六月二三日 告示第五六号
-------	----	--------------------	--	----	---------------------

五、六九五	市道	笛吹市石和町窪中島五八七番地一先		笛吹	令和四年六月二三日 告示第五六号
-------	----	------------------	--	----	---------------------

別表第十六の二六二の項及び二六三の項を次のように改める。

二六二	削除			甲斐	令和四年六月二三日 告示第五六号
二六三	削除			甲斐	令和四年六月二三日 告示第五六号

別表第十六の二七三の項及び二七四の項を次のように改める。

二七三	削除			甲斐	令和四年六月二三日 告示第五六号
二七四	削除			甲斐	令和四年六月二三日 告示第五六号

別表第十六の四二二の項を次のように改める。

四二二	削除			甲斐	令和四年六月二三日
-----	----	--	--	----	-----------

別表第十六の一、〇七四の項を次のように改める。

					部	六月二三日 告示第五号
一、〇七四	削除		北杜	令和四年六月二三日 告示第五六号		

別表第十六の三、一九一の項を次のように改める。

三、一九一	削除		甲斐	令和四年六月二三日 告示第五六号		
-------	----	--	----	---------------------	--	--

別表第十六の二、一二三の項の次に次のように加える。

一二、一二四	市道	中央市一町畑四九番地二先(市道と主要地方道南アルプス中央線との十字路交差点・南進車両)	南甲府	令和四年六月二三日 告示第五六号		
一二、一二五	町道	南巨摩郡南部町大和一、四四五番地先(町道同士の丁字路交差点・西進車両)	南部	令和四年六月二三日 告示第五六号		
一二、一二六	市道	甲州市塩山上於曾一、七一九番地の先(塩山駅南口よりタリ内の丁字路交差点・北進車両)	日下部	令和四年六月二三日 告示第五六号		

別表第十七の一、一二五の項を次のように改める。

一、一二五	市道	甲州市塩山上於曾一、七一六番地の先(塩山駅南口よりタリ内の丁字路交差点・北進車両)	日下部	令和四年六月二三日 告示第五号		
-------	----	---	-----	--------------------	--	--

別表第十七の一、四一二の項の次に次のように加える。

一、四一三	市道	甲州市塩山上於	車両	終日	日下	令和四年
-------	----	---------	----	----	----	------

					部	六月二三日 告示第五号
二六	削除	甲州市塩山上於曾一、七一三番地の先(バス乗降場九メートル区間の道路標示によって区画された部分)	笛吹	令和四年六月二三日 告示第五六号		

別表第十九の二六の項を次のように改める。

別表第三十の二の五六の項の次に次のように加える。

五七	市道	甲州市塩山上於曾一、七一三番地の先(バス乗降場九メートル区間の道路標示によって区画された部分)	終日	バス	日下	令和四年六月二三日 告示第五六号
五八	市道	甲州市塩山上於曾一、七一九番地の先(バス乗降場九メートル区間の道路標示によって区画された部分)	終日	バス	日下	令和四年六月二三日 告示第五六号
五九	市道	甲州市塩山上於曾一、七一三番地の先(バス乗降場一四メートル区間の道路標示によって区画された部分)	終日	バス	日下	令和四年六月二三日 告示第五六号
六〇	市道	甲州市塩山上於曾一、八六九番地の先(タクシ乗降場一四メートル区間の道路標示によって区画された部分)	終日	タクシ	日下	令和四年六月二三日 告示第五六号

別表第三十三の四四四の項を次のように改める。

四四四	削除				部	六月二三日 告示第五号
-----	----	--	--	--	---	----------------

山梨県公安委員会告示第五十七号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制(昭和四

十九年山梨県公安委員会告示第十五号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置され、又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。
 令和四年六月二十三日

山梨県公安委員会
 委員長 武 田 信 彦

別表第一の一〇一の項を次のように改める。

一〇一	中央自動車道 西宮線(斐崎インターチェンジ)Dランプ	斐崎市上ノ山字沼三、二七四番地先から斐崎市穂坂町宮久保八四二番地先まで(本線下り線から料金所方面へのオフランプ) (五五〇メートル)	自動車	終日	高速	令和四年六月二三日 告示第五七号
-----	-------------------------------	---	-----	----	----	---------------------

別表第一の一七三の項の次に次のように加える。

一七四	中央自動車道 西宮線(斐崎インターチェンジ)Eランプ	斐崎市穂坂町宮久保八四四番地先(斐崎インターチェンジ)入口交差点左折導流部 (一三メートル)	自動車	終日	高速	令和四年六月二三日 告示第五七号
-----	-------------------------------	---	-----	----	----	---------------------

別表第五の八の項の次に次のように加える。

九	中央自動車道 西宮線(斐崎インターチェンジ)Eランプ	斐崎市穂坂町宮久保八四四番地先(斐崎インターチェンジ)Eランプと主要地方道(両)斐崎昇仙峡線との十字路交差点・北進車	高速	令和四年六月二三日 告示第五七号
一〇	中央自動車道 西宮線(斐崎インターチェンジ)Eランプ	斐崎市穂坂町宮久保八四四番地先(斐崎インターチェンジ)入口交差点左折導流部(西進車両)	高速	令和四年六月二三日 告示第五七号

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
 令和四年六月二十三日

山梨県警察本部長 伊 藤 隆 行

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 KA Iシステム用端末・業務用端末 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年六月一日
- 四 落札者
 - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 落札金額 三億五千九百十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年四月二十一日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
 令和四年六月二十三日

山梨県警察本部長 伊 藤 隆 行

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 KA Iシステム用サーバ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年六月一日
- 四 落札者

- (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
- (二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 落札金額 一億千六百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年四月二十一日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年六月二十三日

山梨県警察本部長 伊藤 隆 行

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 ID管理システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年六月一日
- 四 落札者
 - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 落札金額 五千二百五十万二千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年四月二十一日